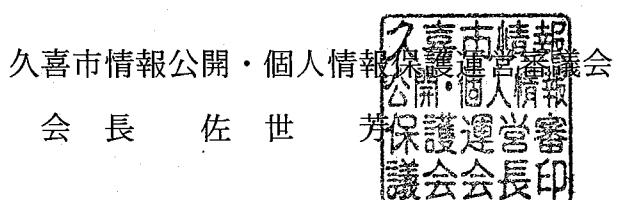


写

情個審議答申第1号

令和4年11月4日

久喜市長 梅田修一様



久喜市個人情報保護法施行条例の方向性について（答申）

令和4年9月30日付け久市政第722号で諮問のありました標記の件について、別添のとおり答申いたします。

久喜市個人情報保護法施行条例の方向性について
(答申)

令和4年11月4日

久喜市情報公開・個人情報保護運営審議会

まえがき

「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」の制定により、「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」が改正された。

これにより、地方公共団体ごとの個人情報保護制度の運用について、不統一や不整合を解消するため、民間部門及び国の行政機関のほか、地方公共団体の個人情報保護制度も対象とした、全国的な共通ルールが「個人情報の保護に関する法律」に一元化され、そのうち、地方公共団体に関する規定については、令和5年4月1日に施行されることとなった。

本市の個人情報保護制度は、久喜市個人情報保護条例（平成22年条例第13号）により、個人の権利利益の保護を図り、基本的人権の擁護に資することを目的として運用しているが、今回の個人情報保護法の改正に伴い、本市の個人情報保護制度についても所要の対応を講ずる必要がある。

このため、令和4年9月30日付で、久喜市長から「久喜市個人情報保護法施行条例の方向性について」の諮問が久喜市情報公開・個人情報保護運営審議会になされたことから、本市の適正な個人情報の取扱いを維持するために審議を行い、答申をまとめた。

については、本答申を踏まえて、速やかに条例等の整備を行うとともに、必要な措置を講じられ、久喜市における個人情報保護制度のより一層の推進を図されることを期待する。

久喜市情報公開・個人情報保護運営審議会
会長 佐世芳

【凡例】

本答申の「運営審議会からの意見」及び「説明」においては、次の略語を用いている。

略語

- ・個人情報の保護に関する法律……………個人情報保護法
- ・デジタル整備法施行後の個人情報の保護に関する法律……………改正個人情報保護法
- 地方公共団体の施行日：令和5年4月1日
- ・久喜市個人情報保護法施行条例……………法施行条例
- ・久喜市個人情報保護条例……………個人情報保護条例
- ・久喜市情報公開条例……………情報公開条例

【審議事項①】久喜市の条例整備の方針（案）

1 久喜市個人情報保護条例 ⇒ 廃止

個人情報保護制度は改正個人情報保護法に一本化され、その法律の規定が市に直接適用される。そのため、「久喜市個人情報保護条例」については廃止をする。

2 久喜市個人情報保護法施行条例 ⇒ 制定

改正個人情報保護法において区分されている「条例で規定することが義務付けられている事項」及び「条例で規定することが許容される事項」については、「久喜市個人情報保護条例」を制定し必要な事項を定める。

【運営審議会からの意見】

「個人情報保護条例」については廃止をし、新たに「法施行条例」を制定して必要な事項を定めることが妥当である。

（説明）

①令和3年5月19日に公布された「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」により、個人情報保護制度に係る3本の法律（個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法）が改正個人情報保護法に統合されるとともに、地方公共団体の個人情報保護制度についても統合後の個人情報保護法において全国的な共通ルールを規定し、その所管を個人情報保護委員会に一元化することとされた。

②今回の改正により、地方公共団体の個人情報保護制度について、全国的な共通ルールとして改正個人情報保護法が直接適用されることになり、本市の個人情報保護条例は大幅に見直さなければならない状況である。

③このような中において、個人情報保護条例に規定する事項の大部分は不要となることから、廃止せざるを得ないものと考える。

また、改正個人情報保護法の趣旨・目的に照らし、条例で定めることが法律上必要な事項、条例で定めることが法律上許容されている事項等について、法律の範囲内で条例を定める必要があることから、新たに「法施行条例」を規定することは、妥当と考える。

【審議事項②】各論点における市条例の対応の方向性（案）

各論点における審議事項	
(1) 条例で定めることが 法律上必要な事項 【必要的条例事項】	【論点①】 本人開示等請求に係る手数料の設定 ··· 4
(2) 条例で定めることが 法律上許容されてい る事項 【任意的条例事項】	【論点②－1】 個人情報やデータ流通に直接影響を与えない軽微な事項 (趣旨) ··· 5 【論点②－2】 個人情報やデータ流通に直接影響を与えない軽微な事項 (定義) ··· 5 【論点②－3】 個人情報やデータ流通に直接影響を与えない軽微な事項 (実施状況の公表) ··· 6 【論点③】 個人情報取扱事務届出書等の規定 ··· 7 【論点④】 本人開示請求等の手続きに関する規定 (開示決定等の期限) ··· 8 【論点⑤】 本人開示請求等の手続きに関する規定 (訂正決定等と利用停止決定等の期限) ··· 10 【論点⑥】 個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく 意見を聞くことが特に必要があると認めるときの審議会等への 諮詢 ··· 11 【論点⑦】 本人開示等請求における不開示情報の範囲 (情報公開条例との整合性) ··· 12 【論点⑧】 条例要配慮個人情報の内容 ··· 13
(3) その他	【論点⑨】 目的外利用・外部提供 ··· 14 【論点⑩】 附則 ··· 15
参考資料	1 諒問書 ··· 16 2 審議経過 ··· 17 3 久喜市情報公開・個人情報保護運営審議会委員名簿 ··· 17

(1) 条例で定めることが法律上必要な事項【必要的条例事項】

【論点①】本人開示等請求に係る手数料の設定

■市条例対応の方向性

久喜市個人情報法施行条例 骨子 (案)

(費用負担)

第3条 手数料は無料

実費相当分は有料（細則で規定）

【運営審議会からの意見】

市の機関が保有する個人情報の開示請求における手数料は、本人の開示請求権を保障する観点から、手数料は無料とし、実費を負担することとすることが妥当である。

また、現在の実費負担に関する規則の内容を整理することが妥当である。

(説明)

- ①改正個人情報保護法では、地方公共団体の機関に対し開示請求をする者は、実費の範囲内において条例で定める額の手数料を納めなければならないとしている。
- ②個人情報保護条例では、本人の開示請求権を保障する観点から、これまで開示請求に係る手数料を無料とし、実費（複写代）を徴収する取扱いとしており、この取扱いについては、改正個人情報保護法の下においても可能とされている。このため、今回の法改正を契機として新たに手数料を徴収する特段の事情もないことから、今後も引き続き、手数料は無料とすることが適当と考える。
- ③実費については、久喜市長が保有する個人情報の保護に関する規則により徴収しているところである。その規定内容についても検討したところ、CD等の主に流通していると考えられる複写物などが対象となっていない他、郵送に係る費用についての規定がなかったため、開示請求者の利便性も考慮した上で、必要に応じて整理を行うことが妥当である。

(2) 条例で定めることが法律上許容されている事項【任意的条例事項】

【論点②-1】個人情報やデータ流通に直接影響を与えない軽微な事項（趣旨）

■市条例対応の方向性

久喜市個人情報法施行条例 骨子 （案）

（趣旨）

第1条 個人情報の保護に関する法律の施行に必要な事項を定める。

【運営審議会からの意見】

趣旨を規定することが妥当である。

（説明）

条例の目的や趣旨を規定することは、条例を制定する上で必要な事項であり、また、個人情報やデータ流通に影響を与えない軽微な事項であることから、趣旨を規定することは妥当である。

【論点②-2】個人情報やデータ流通に直接影響を与えない軽微な事項（定義）

■市条例対応の方向性

久喜市個人情報法施行条例 骨子 （案）

（定義）

第2条 「市の機関」は、市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。

2 「市の機関」以外の用語は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令で使用する用語の例による。

【運営審議会からの意見】

用語の定義を規定することが妥当である。

（説明）

条例で用いる用語の定義は必要な事項であり、また、個人情報やデータ流通に影響を与えない軽微な事項であることから、定義を規定することは妥当である。

【論点②－3】個人情報やデータ流通に直接影響を与えない軽微な事項 (実施状況の公表)

■市条例対応の方向性

久喜市個人情報法施行条例 骨子 (案)

(実施状況の公表)

第6条 毎年1回、開示等の実施状況を公表する。

【運営審議会からの意見】

個人情報保護制度の運営状況の公表については、引き続き行うことが妥当である。

(説明)

- ①個人情報保護条例では、個人情報保護制度の運営状況を取りまとめ、公表することを定めている。
- ②公表は、年1回、広報くき及び市ホームページに掲載している。
- ③改正個人情報保護法では、個人情報保護委員会が同法の施行の状況について報告を求めることができるとされ、同委員会が毎年度、その概要を公表することとされる。
- ④本市における独自の取り組みとして個人情報保護制度の運営状況を公表することは、市の理解と信頼を深め、制度のより公正な運営を図るために、このような公表の必要性については、改正個人情報保護法に基づく制度の運営となつても、その必要性は変わることから、引き続き、審議会への報告及び公表を行うこととすることが妥当である。

【論点③】個人情報取扱事務届出書等の規定

■市条例対応の方向性

久喜市個人情報法施行条例 骨子 (案)

(個人情報取扱事務届出書等)

第4条 個人情報を取扱う事務を新たに開始しようとするときは個人情報取扱事務

届出書を市長へ届出する。

個人情報取扱事務届出書を一般の閲覧に供する。

【運営審議会からの意見】

個人情報保護条例では、実施機関が個人情報を取扱う事務を新たに開始しようとするときは、あらかじめ個人情報取扱事務届出書を市長に届け出ることを定めており、この届出に関する手続は、引き続き維持することが妥当である。

(説明)

- ①個人情報保護条例では、実施機関が新たに個人情報を取り扱う事務を開始しようとするときは、あらかじめ、市長に一定の事項を記載した個人情報取扱事務届出書を届け出なければならないとされており、当該届出に係る事項については、審議会に報告するとともに、市民の閲覧に供さなければならないとされている。
- ②個人情報取扱事務届出書は、市民等が自己に関する情報の所在や内容を確認し、積極的に自分の情報に関与することができるようになるとともに、実施機関はあらかじめ事務ごとの個人情報の取扱目的を明確にし、個人情報取扱事務届出書に示すことで、目的を超えた取扱いを制限するなど、取扱目的ごとの個人情報の適正な管理に役立てることができるようしているものである。
- ③また、個人情報保護条例における個人情報取扱事務届出書については、改正個人情報保護法で作成・公表が義務付けられている「個人情報ファイル簿」のような本人の人数制限はない。個人情報取扱事務届出書が各地方公共団体で取り扱う個人情報の所在や内容を確認するための仕組みの一つとして定着していることに鑑み、改正個人情報保護法においても、地方公共団体の機関等は、条例で定めるところにより、個人情報の保有状況に関する事項を記載した帳票（個人情報を取り扱う事務単位で作成された帳簿等）を作成し、公表することが可能とされている。
- ④改正個人情報保護法施行後においても、現行の個人情報保護条例における運用と概ね同程度の範囲の事務等について、引き続き、自己の情報に関与することができるようになるとともに、市における個人情報の適正な管理に役立てることができるようにするため、法定の「個人情報ファイル簿」に加えて、現在作成・公表している個人情報取扱事務届出書の継続をすることが妥当と考えられる。

【論点④】本人開示請求等の手続きに関する規定（開示決定等の期限）

■市条例対応の方向性①

久喜市個人情報法施行条例 骨子 （案）

（開示決定等の期限）

第5条 開示請求受付から14日以内（※国は30日以内）

2 延長30日以内（事務処理上困難な場合）

3 開示請求受付から44日以内（保有個人情報が大量の場合）

【運営審議会からの意見】

開示請求の諸否の決定期限は、開示請求者に不利益が生じないよう、現行の制度に合わせることが妥当である。

（説明）

①個人情報保護条例では、開示請求に係る諸否の決定は、当該請求があった日から起算して15日以内とし、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、延長することができるとしている（初日算入）。

②改正個人情報保護法では、開示請求に係る諸否の決定は、当該請求があった日から30日以内とし、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、諸否の決定期限を30日以内に限り延長することができるとしている（初日不算入）。

なお、開示請求に係る諸否の決定期限又は延長期限は、それぞれ個別に短縮する条例を定めることは許容されるものの、これを延長する条例を定めることは許容されないとしている。

③開示請求に係る諸否の決定期限を、現行の、請求のあった日から起算して15日以内から30日以内に延長することは、開示請求者に不利益が生じるため、開示請求の諸否の決定期限は現行どおりとするべきである。また、延長期限は、個人情報保護条例にも特段の規定がないことから、改正個人情報保護法の定める30日以内とするべきである。

④なお、期間計算については、現行の初日算入ではなく、初日不算入方式を取らなければならないため、原則の期間は「開示請求のあった日から14日以内」とし、大量請求の場合は「開示請求のあった日から44日以内」とすることが妥当である。

■市条例対応の方向性② 久喜市情報公開条例の一部改正

「開示決定等」の期限について、法施行条例との整合性を図るため、久喜市情報公開条例を一部改正する。

【運営審議会からの意見】

情報公開条例の「開示決定等」の期限について、法施行条例との整合性を図ることは、市民等にとって分かり易い制度となることから妥当である。

(説明)

- ①情報公開条例では、個人情報保護条例と同様、初日算入の「請求が到達した日から起算して15日以内」に公開請求に係る諾否の決定等をしなければならないとし、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、諾否の決定期限を30日以内に限り延長することができると規定している。
- ②個人情報保護制度と情報公開制度は同じく情報を求める制度であり、いわば「車の両輪」とも位置付けられる制度である。制度間の混乱を防止するため、情報公開条例における規定も法施行条例の規定に合わせる初日不算入とする改正をし、期間末日の計算方法も現在の運用を改めることが妥当である。

【論点⑤】本人開示請求等の手続きに関する規定

(訂正決定等と利用停止決定等の期限)

■市条例対応の方向性

「訂正決定等」と「利用停止決定等」の期限については、条例に規定しない。

【運営審議会からの意見】

- ・「訂正決定等」と「利用停止決定等」の期限については、条例に規定しないことが妥当である。
- ・開示請求前置主義を採用することが妥当である。

(説明)

- ①改正個人情報保護法では、訂正請求に係る訂正決定等及び利用停止請求に係る利用停止決定等は、それぞれ、請求があった日から30日以内にしなければならないとしている（初日不算入）。
- ②個人情報保護条例では、「請求を受けた日から起算して30日以内」とし、初日算入としていることから、初日分の1日の差異が生じているが、請求者にとって大幅な不利益にはならないと考えられることから、条例に規定しないことが妥当である。
- ③改正個人情報保護法は、保有個人情報の訂正請求・利用停止請求（以下「訂正請求等」という。）を行うにあたり、当該保有個人情報に係る開示決定を受けること（開示請求前置主義）とされた。ただし、訂正請求等の制度の運用に支障が生じない限りにおいて、地方公共団体は、条例の定めにより、開示請求前置主義を採用しないことも妨げないとされている。
- ④ただし、円滑かつ安定的な制度運営の観点から請求対象を明確にして、手続き上の一貫性を確保しようとすることが法の趣旨であることから、改正個人情報保護法同様、開示請求前置主義を採用することが妥当と考える。

【論点⑥】個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聞くことが特に必要があると認めるときの審議会等への諮問

■市条例対応の方向性

久喜市個人情報法施行条例 骨子 (案)

(運営審議会への諮問)

第7条 専門的な知見に基づく意見を聞くことが特に必要であると認めるときは審議会に諮問することができる。

- (1) この条例の規定を改正・廃止する場合
- (2) 法第66条第1項(安全管理措置)に基づき講ずる措置の基準を定める場合
- (3) 個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定める場合

【運営審議会からの意見】

改正個人情報保護法の趣旨を踏まえた上で、個人情報の適正な取扱いを確保するため、専門的な知見に基づく意見を聞くことが特に必要であると認めるときは、引き続き、審議会の意見を聞くことができるようとすることが妥当である。

(説明)

- ①個人情報保護条例では、要配慮個人情報の取扱い、個人情報の目的外利用・提供、本人以外の者からの個人情報の収集等にあたり、審議会への諮問が必要となる場合がある。
- ②改正個人情報保護法では、地方公共団体の機関は、条例で定めるところにより、その第3章第3節の施策を講ずる場合その他の場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するために専門的な知見に基づく意見を聞くことが特に必要であると認めるときは、審議会その他の合議制の機関に諮問することとされている。
- ③改正個人情報保護法施行後においては、全国的な共通ルールの下で、個人情報保護委員会による地方公共団体の監視等も始まるところではあるが、審議会は、個人情報保護制度の適正かつ円滑な運営を統合的に進めてきているところであり、この点について、今後も、審議会が重要な役割を果たすものと考えられるところである。
- ④改正個人情報保護法施行後においても、条例の制定改廃を行う場合、また、地域の特殊性に応じた独自の個人情報保護に関する施策を実施する場合、個人情報の取扱いにおける適正な運用を行うための細則、基準等を定める場合など、市として、個人情報の適正な取扱いを確保するために専門的な知見に基づく意見を聞くことが特に必要であると認める場合には、引き続き、審議会へ諮問することとすることが妥当である。

【論点⑦】本人開示等請求における不開示情報の範囲

(情報公開条例との整合性)

■市条例対応の方向性

- ・不開示情報の範囲を条例に規定しない。

【運営審議会からの意見】

不開示情報の範囲については、条例に規定しないことが妥当である。

(説明)

- ①情報公開条例では、公開義務において、その例外である非公開情報として、法令秘等情報及び国等協力関係情報を定めている。
- ②この点について、改正個人情報保護法では、法令秘等情報及び国等協力関係情報を不開示情報とする規定を設けていないものの、このように改正個人情報保護法が不開示情報として規定していない情報であっても、「行政機関情報公開法第5条に規定する不開示情報に準ずる情報であって情報公開条例において開示しないこととされているもののうち当該情報公開条例との整合性を確保するために不開示とする必要があるもの」については、条例でこれを不開示情報とすることが認められている。
- ③しかし、個人情報保護委員会の見解では、法令秘等情報及び国等協力関係情報は、改正個人情報保護法に規定する「行政機関情報公開法第5条に規定する不開示情報に準ずる情報」には該当しないとしているため、条例においてこれを不開示情報とする規定を設けることは許容されない。このことから、法令秘等情報及び国等協力関係情報については、改正個人情報保護法第78条第1項各号に規定されている不開示情報の規定に基づき、開示又は不開示の判断を行うことが妥当である。

【論点⑧】条例要配慮個人情報の内容

■市条例対応の方向性

- ・条例要配慮個人情報の定義を条例に規定しない。

【運営審議会からの意見】

条例要配慮個人情報については、改正個人情報保護法施行令で規定された情報以外に、条例で定めなければならない情報は、現時点では特に見受けられないため、規定しないことが妥当である。

(説明)

- ① 個人情報保護条例では、信条、病歴等の個人情報について、不当な差別、偏見その他の不利益が生じるおそれがあることから、要配慮個人情報として規定している。
改正個人情報保護法や同法施行令においても、個人情報保護条例と同じ内容を要配慮個人情報として規定しているが、これに加えて、地方公共団体の機関等が保有する個人情報のうち、地域の特性その他の事情に応じて、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないよう、その取扱いに特に配慮を要する記述等として当該地方公共団体の条例で定める記述等が含まれる個人情報を「条例要配慮個人情報」とし、必要に応じてこれを条例で定めることを許容している。
- ②条例要配慮個人情報を規定した場合における改正個人情報保護法等の適用の効果については、基本的に要配慮個人情報と同様とされている。また、その取扱いに関しては、要配慮個人情報に該当するか否かを問わず、個人情報の取扱いの規律が適用される。そのため、個人情報の取扱いにおける効果は条例に規定しない場合と同様であるが、条例に規定することで、差別や偏見等の事実等を踏まえ、その取扱いに配慮すべきことを明示する効果はあると考えられる。
- ③しかし、条例要配慮個人情報が、地域の特性その他の事情に応じて、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないよう、その取扱いに特に配慮を要するという限定的な情報と捉えるならば、法令で定義づけられたもの以外に、現時点では、本市独自で条例に規定する必要性は低いと考えられる。
- ④ただし、本市における新たな施策や社会状況の変化等を踏まえ、適宜、規定の検討を行うことが望ましいと考える。

【論点⑨】目的外利用・外部提供

■市条例対応の方向性

- ・目的外利用・外部提供の規定は、法律上条例に規定できない。

【運営審議会からの意見】

保有個人情報の利用目的以外の目的のための利用及び提供については、実施機関による保有個人情報の適正な取扱いが図られるよう、改正個人情報保護法の厳格な解釈により行うことが妥当である。

(説明)

- ①個人情報保護条例では、利用目的以外の目的のために保有個人情報を利用し、又は提供することを原則として禁止した上で、条例に規定する適用除外事項に該当する場合に限り、例外的に利用目的以外の目的のために保有個人情報を利用し、又は提供することができることとされている。
- ②改正個人情報保護法においても、基本的には個人情報保護条例と同様の仕組みとなっているが、適用除外事項の具体的な内容については、個人情報保護条例と異なる点が存在する。
- ③特に審議会に意見聴取することを目的外利用・外部提供の条件とする場合のように、改正個人情報保護法の規律以上の条件により、目的外利用・外部提供を認める趣旨の規定は、同法以上の制限となるため、条例に規定を設けることは許容されていない。
- ④改正個人情報保護法に基づく目的外利用等においても、その運用が市の機関において恣意的に行われてはならず、適正な取扱いを行う必要があることは変わらないことから、改正個人情報保護法の定める目的外利用等が適正に行われるよう、厳格な解釈により運用を行うべきである。

【論点⑩】附則

■市条例対応の方向性

久喜市個人情報法施行条例 骨子 (案)

(施行期日)

第1条 整備法の施行の日（令和5年4月1日）から施行する。

第2条 現行の久喜市個人情報保護条例は廃止する。

【運営審議会からの意見】

改正個人情報保護法の規定が市に直接適用されるため、附則において、施行期日及び個人情報保護条例の廃止を規定することが妥当である。

■市条例対応の方向性

久喜市個人情報法施行条例 骨子 (案)

(経過措置)

第3条

○廃止前の条例の規定により、業務に関して知り得た個人情報の内容を他人に知らせ、また不当な目的に利用してはならない義務については、新条例の施行後も従前の例による。

○新条例の施行日前に開示等の請求がされた場合は従前の例による。

○罰則規定等

【運営審議会からの意見】

個人情報保護条例の廃止に伴い、旧制度から新制度への移行を適正に行うため、経過措置を規定することが妥当である。

【参考資料】

1 諒問書

(写)

久市政第 722号
令和4年9月30日

久喜市情報公開・個人情報保護運営審議会
会長 佐世芳様

久喜市長 梅田修一

久喜市個人情報保護法施行条例の方向性について（諮問）

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律第50条及び第51条により、個人情報の保護に関する法律が改正され、個人情報保護制度の大軒な見直し（民間部門と公的部門の制度が個人情報保護法へ統合）が行われました。

この度の法改正により、制度の主要な部分は改正後の個人情報保護法が市に適用されることになりますので、公的部門の施行日とされる令和5年4月1日に向けて、現在の「個人情報保護条例」による運用から新たな「個人情報保護法」に基づく運用へ移行させるため、現行の久喜市個人情報保護条例については改正又は廃止し、法律で許容される範囲で新たに条例を制定又は大幅改正をする必要があります。

つきましては、久喜市個人情報保護運営審議会条例第2条第1項第1号の規定に基づき、下記の事項につきまして、貴審議会の意見を求めます。

記

〈諮問事項〉

久喜市個人情報保護法施行条例の方向性について（諮問） 資料1

2 審議経過

日 程	内 容	運営審議会
令和4年 3月23日	法改正の概要説明 「令和3年改正個人情報保護法について」 ・個人情報保護法の改正内容の概要を説明。	令和3年度 第2回
令和4年 8月 4日	条例案内容の説明 「個人情報保護法施行条例の対応の方向性について」 ・法施行条例案の骨子について、現行個人情報保護条例と改正個人情報保護法との相違点及び論点並びに条例骨子案の制定理由を説明。	令和4年度 第1回
令和4年 8月30日 (提出期限)	委員からの質問及び意見等の取りまとめ ・個人情報保護法施行条例の対応の方向性について、論点等に対する委員からの質問及び意見について照会。	事務局
令和4年 9月30日	質問 「久喜市個人情報保護法施行条例の方向性について」 ・委員からの質問及び意見について回答。 ・前回の会議で説明した内容を基に、条例骨子案の妥当性について審議し、答申を検討。	令和4年度 第2回
令和4年10月 7日 (提出期限)	委員からの意見の取りまとめ ・「久喜市個人情報法施行条例の対応の方向性について(答申)」に対する委員からの意見について照会。	事務局
令和4年10月31日	各委員へ答申の報告と確認 ・「久喜市個人情報保護法施行条例の対応の方向性について(答申)」を各委員へ報告。	事務局

3 久喜市情報公開・個人情報保護運営審議会委員名簿

(五十音順)

氏 名	選 任 区 分	備 考
荒 井 良 夫	学識経験者	
石 田 道 哉	学識経験者	
大久保 礼 子	公募による市民	
小宮山 哲 夫	公募による市民	
佐 世 芳	学識経験者	会長
杉 山 重 美	公募による市民	
須 藤 恵 里	学識経験者	
野 村 祐 輔	学識経験者	
益 山 典 子	学識経験者	
満 木 祐 子	学識経験者	副会長